

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成16年5月25日	合併協議会提案	平成16年5月28日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人クラブ活動費助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに組織の意向を尊重し、組織の一元化、再編に向けて調整する。</li> <li>2 敬老会行事助成事業については、合併時に統合する。</li> <li>3 老人保護措置事業については、国県が定める法令要綱等に準拠しながら、合併までに調整する。</li> <li>4 在宅介護支援センターについては、4つの施設を地域型として新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</li> <li>5 高齢者福祉給付金等事業については、長寿祝金支給事業として、合併後すみやかに調整する。</li> <li>6 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</li> <li>7 出産祝金等支給事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。</li> <li>8 はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、合併時に統合を図るため、合併までに調整する。</li> <li>9 上記以外の福祉事業のうち、国や県の補助事業等については現行のまま新町に引き継ぎ、法令要綱等に準拠しながら新町において再編する。また、町単独事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに調整する。</li> </ol>		【調整方針確認日】 平成16年8月17日

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
老人クラブ活動費助成事業	<p>【伊方町老人クラブ連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年4月現在会員数 2,100名</li> <li>・平成16年度補助金の額 1,906千円</li> </ul> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員相互の理解と親睦を図る。</li> </ul> <p>【活動内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ活動</li> <li>・研修会等の文化活動</li> <li>・地域の清掃等の奉仕活動</li> <li>・郡連、県連の各種活動参加 など</li> </ul> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長1名、副会長2名、監事2名、幹事1名</li> </ul> <p>【単位老人クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の単位老人クラブ数 25クラブ</li> <li>・平成16年度補助金の額 -千円</li> </ul> <p>活動実績に応じて事業費補助金を支出</p>	<p>【瀬戸町老人クラブ連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年4月現在会員数 846名</li> <li>・平成16年度補助金の額 1,736千円</li> </ul> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員相互の理解と親睦を図る。</li> </ul> <p>【活動内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ活動</li> <li>・研修会等の文化活動</li> <li>・地域の清掃等の奉仕活動</li> <li>・郡連、県連の各種活動参加 など</li> </ul> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長1名、副会長2名、監事2名、部長4名</li> </ul> <p>【単位老人クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の単位老人クラブ数 15クラブ</li> <li>・平成16年度補助金の額 864千円</li> </ul> <p>町連合会から支出</p>	<p>【三崎町老人クラブ連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年4月現在会員数 1,280名</li> <li>・平成16年度補助金の額 2,190千円</li> </ul> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員相互の理解と親睦を図る。</li> </ul> <p>【活動内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ活動</li> <li>・研修会等の文化活動</li> <li>・地域の清掃等の奉仕活動</li> <li>・郡連、県連の各種活動参加 など</li> </ul> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長1名、副会長3名、監事2名、女性部長</li> </ul> <p>【単位老人クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の単位老人クラブ数 25クラブ</li> <li>・平成16年度補助金の額 1,290千円</li> </ul> <p>町連合会から支出</p>	<p>老人クラブ活動費助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに組織の意向を尊重し、組織の一元化、再編に向けて調整する。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成16年5月25日	合併協議会提案	平成16年5月28日
--------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
<p>敬老会行事助成事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区が実施する敬老会行事の費用の一部を助成するとともに、長寿者等に対して各種祝金、記念品等を贈呈する。</li> </ul> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の高齢者1人あたり、1,800円</li> </ul> <p>【記念品等の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高齢者、満100歳、白寿、米寿(県)</li> <li>80歳以上の長寿者、金婚夫妻、</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区が実施する敬老会行事の費用の一部を助成するとともに、長寿者等に対して各種祝金、記念品等を贈呈する。</li> </ul> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>70歳以上の高齢者1人あたり、1,500円</li> </ul> <p>【記念品等の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金婚夫婦、米寿(県)</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区が実施する敬老会行事の費用の一部を助成するとともに、長寿者等に対して各種祝金、記念品等を贈呈する。</li> </ul> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>64歳以上の高齢者1人あたり、1,500円</li> </ul> <p>【記念品等の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>満100歳以上、91歳以上、81歳以上の夫婦</li> <li>米寿(県)</li> </ul>	<p>敬老会行事助成事業については、合併時に統合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区助成金 65歳以上1人あた 1,800円</li> <li>各種祝品 100歳以上 5,000円</li> <li>満100歳 10,000円</li> <li>白寿 5,000円</li> <li>米寿 5,000円</li> <li>金婚夫婦 6,000円</li> <li>長寿者祝金 80~86歳 5,000円</li> <li>87歳以上 10,000円</li> </ul>	
<p>老人保護措置事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している高齢者を福祉施設に入所させ、保護する事業。</li> </ul> <p>【措置人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在 5施設 11名</li> </ul> <p>【措置費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 26,586千円</li> <li>(負担割合:国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【入所判定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町入所判定委員会 委員 9名</li> <li>委員の任期 2年</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している高齢者を福祉施設に入所させ、保護する事業。</li> </ul> <p>【措置人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在 2施設 3名</li> </ul> <p>【措置費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 11,340千円</li> <li>(負担割合:国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【入所判定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸町入所判定委員会 委員 7名</li> <li>委員の任期 2年</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している高齢者を福祉施設に入所させ、保護する事業。</li> </ul> <p>【措置人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在 4施設 11名</li> </ul> <p>【措置費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 26,260千円</li> <li>(負担割合:国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【入所判定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三崎町入所判定委員会 委員 6名</li> <li>委員の任期 2年</li> </ul>	<p>老人保護措置事業については、国県が定める法令要綱等に準拠しながら、合併までに調整する。</p> <p>(入所判定委員会については、合併後再編する。)</p>	

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成16年5月25日	合併協議会提案	平成16年5月28日
--------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
在宅介護支援センター 運営事業	<p>【名称】伊方町在宅介護支援センター (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】伊方町湊浦字古川861番地1</p> <p>【設置主体】伊方町</p> <p>【運営】(福)伊方町社会福祉協会へ委託</p>	<p>【名称】瀬戸町在宅介護支援センター (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】瀬戸町三机乙1087番地1</p> <p>【設置主体】瀬戸町</p> <p>【運営】(福)瀬戸町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【名称】在宅介護支援センター瀬戸あいじゅ (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】瀬戸町川之浜594番地</p> <p>【設置主体】(福)愛寿会</p> <p>【運営】(福)愛寿会</p>	<p>【名称】三崎町在宅介護支援センター (基幹型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】三崎町三崎 1700番地の16</p> <p>【設置主体】三崎町</p> <p>【運営】三崎町(直営)</p>	<p>在宅介護支援センターについては、4つの施設を地域型として新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</p> <p>・運営については、委託方式で統一する。</p> <p>・新町において基幹型支線センターを設置する必要があるが、当面は担当課に係を設置して調整、指導等を行い、地域の実情等を考慮したうえで基幹型支援センターの整備方針を策定するものとする。</p>
高齢者福祉給付金等支給事業	<p>【名称】長寿祝金</p> <p>【目的】高齢者に祝金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <p>・満年齢80歳以上の者 8,000円</p> <p>【支給方法】 ・現金にて支給</p>	<p>【名称】福祉給付金</p> <p>【目的】高齢者に給付金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <p>・満年齢80歳以上86歳以下 5,000円</p> <p>・満年齢87歳以上の者 10,000円</p> <p>【支給方法】 ・瀬戸町商品券にて支給</p>	<p>【名称】福祉給付金</p> <p>【目的】高齢者に給付金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <p>・満年齢80歳以上の者 5,000円</p> <p>【支給方法】 ・現金にて支給</p>	<p>高齢者福祉給付金等事業については、長寿祝金支給事業として、合併後すみやかに調整する。</p> <p>(内容) 80歳~86歳 5,000円 87歳以上 10,000円</p>
生きがい活動支援通所事業	<p>【事業の目的】</p> <p>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</p> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター(2施設)</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <p>・平成16年度予算額 3,200千円 (負担割合:国1/2,県1/4,町1/4)</p> <p>【利用料】 ・1日あたり 800円</p>	<p>【事業の目的】</p> <p>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</p> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <p>・平成16年度予算額 3,186千円 (負担割合:国1/2,県1/4,町1/4)</p> <p>【利用料】 ・1日あたり 990円</p>	<p>【事業の目的】</p> <p>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</p> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <p>・平成16年度予算額 0千円 (負担割合:国1/2,県1/4,町1/4)</p> <p>【利用料】 ・1日あたり 1,100円</p>	<p>生きがい活動支援通所事業については、現行のとおりに新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</p> <p>・利用料は、介護保険の単価をもとに調整する。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認

平成16年5月25日

合併協議会提案

平成16年5月28日

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
出産祝金等支給事業	<p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町出産祝金等支給事業</li> </ul> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子化対策及び定住人口の促進を図り、児童を養育する家庭の経済的安定に寄与すると共に、児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として出産祝い金等を支給する。</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民登録されてから1年以上伊方町に居住し、永住を前提として年以上の居住を確約する者であって、第3子以降の児童を養育している者</li> </ul> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出生時 出産祝金として 300,000円</li> <li>誕生日 満6歳までの毎誕生日に 100,000円</li> <li>義務教育修学就学時に 100,000円</li> </ul>	<p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸町子育て奨励金支給事業</li> </ul> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子化対策として、児童を養育する家庭の経済的安定に寄与すると共に、児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として子育て奨励金を支給する。</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上瀬戸町に居住し、継続して町内に居住することが見込まれる者であって、第3子以降の児童を養育している者</li> </ul> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出生時 一時金として 200,000円</li> <li>毎月 義務教育就学前の養育期間中 10,000円/月</li> </ul> <p>ただし、児童手当支給期間中は支給しない。</p>	制度なし	<p>出産祝金等支給事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。</p> <p>経過措置として、瀬戸町及び三崎町に居住する者で平成13年4月1日から新町発足までの間に第3子を出産し養育している者は、誕生日祝金及び就学祝金の支給対象とする。</p>
はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の健康保持増進と、福祉の向上を図ることを目的に、はり、きゅう又はマッサージ施術費用を助成する。</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内に居住する満65歳以上の者</li> </ul> <p>【助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施術に要した費用の2分の1相当額を限度として助成するものとするが、一人につき1日1回、1ヶ月に3回を限度として助成する。</li> </ul> <p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 3,000千円</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の健康保持増進と、福祉の向上を図ることを目的に、はり、きゅう又はマッサージ施術費用を助成する。</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内に居住する満40歳以上の者</li> </ul> <p>【助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施術1回につき800円、一人につき年間12回を限度として助成する。(施術所で、利用券を提示して料金の割引を受ける。)</li> </ul> <p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 720千円</li> </ul>	制度なし	<p>はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、合併時に統合を図るため、合併までに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者 町内に居住し、住民登録されている満40歳以上の者</li> <li>助成内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(金額) 40歳~64歳 1回につき 800円</li> <li>65歳以上 1回につき 1,500円</li> <li>(回数) 年間 24回まで</li> </ul> </li> </ul>